

日本学術会議の新規会員任命に関する声明

今般、日本学術会議が新規会員候補として推薦した 105 名のうち 6 名について、菅義偉内閣総理大臣による任命が行われなかった。また、任命されなかった 6 名はすべて第一部の人文・社会科学からの推薦者であった。

日本学術会議法第 17 条は「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする」と規定している。にもかかわらず政府は、同会議が推薦した 6 名を任命せず、その理由についてもいまだ明確に説明していない。これは法の趣旨に適合しない行為である。

日本農業史学会は、「農業史・農村史・農学史・その他関連分野の研究とその普及、ならびに会員相互の研究交流を図ることを目的とする」学際的な性格を有する人文・社会科学系の学術組織である。特段の理由もなく、その時々々の政府の恣意によって任命が拒否されるような今回の事態は、学術組織の独立性を損なうのみならず、批判的な学術的議論を阻害し、ひいては自由な歴史研究を萎縮させることにつながりかねない。

以上より、第 1 に、日本学術会議の会員任命の原則に基づき、任命されていない 6 名を速やかに任命すること、第 2 に、どのような経緯で 6 名を任命していないのか、その理由を説明すること、この 2 点を政府に強く求めるものである。

2020 年 10 月 12 日

日本農業史学会理事会